

商法(運送・海商関係)等の見直しについて

明治32年(1899年) 現行商法制定・施行

昭和10年(1935年) 法制審議会「商法商行為編及海商編中ノ改正ノ要綱」において、一定の改正をすべきものとされる。

平成13年(2001年) 司法制度改革審議会意見書

「我が国の基本的な法令の中には、…商法など、依然として片仮名文語体や現代社会に適応しない用語を交えたもの…があり、…分かりやすい司法を実現するためには、司法判断の基礎となる法令(ルール)の内容自体を、国民にとって分かりやすいものとしなければならない。とりわけ基本的な法令は、…可能な限り分かりやすく、一般にも参照が容易で、予測可能性が高く、内外の社会経済情勢に即した適切なものとすべきである。」

	国内運送	国際運送
陸上運送	商法569条～592条	
海上運送	商法737条～787条	(物品運送につき)1979年議定書による改正後の1924年船荷証券統一条約 →国際海上物品運送法(昭和32年制定)
航空運送	規定なし	モントリオール条約(自動執行力あり)



制定から115年間、物品運送や旅客運送を始めとして、商法(運送・海商関係)について実質的な見直しはされていない。

商法(運送・海商関係)等について実質的な見直しが必要(条約の規律がある部分を除く。)

※「海商」とは、海上企業(海上運送業など、海上において船舶により営まれる企業)に関する特殊な規律として商法第三編に定めるものをいい、船舶衝突、海難救助、海上保険、船舶先取特権等に関する規律から成る。

主な改正検討事項

商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応

- 航空運送に関する規律の新設
 - 複合運送に関する規律の新設
- 等

荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整

- 堪航能力担保義務(*)の過失責任化の当否
 - 危険物に関する荷送人の責任の厳格化の当否
- 等
- (*) 海上運送において、船舶を航海に適した安全な状態に置くべき海上運送人の義務

海商法制に関する世界的な動向への対応

- 国際条約等を踏まえた規律の現代化(船舶衝突、海難救助(*)等)
- (*) 沈没しそうな船舶を救助した場合の救助料請求権の在り方に関する規律